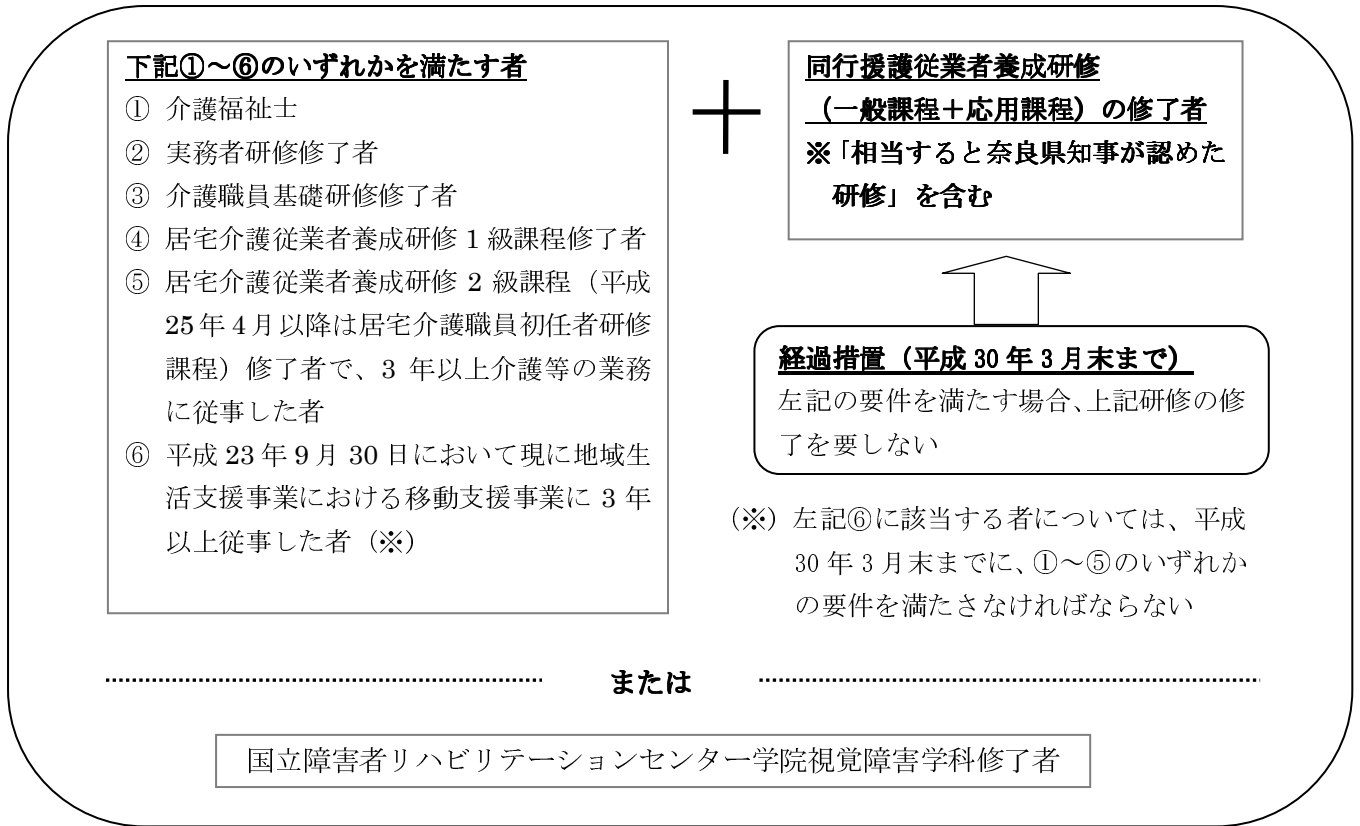
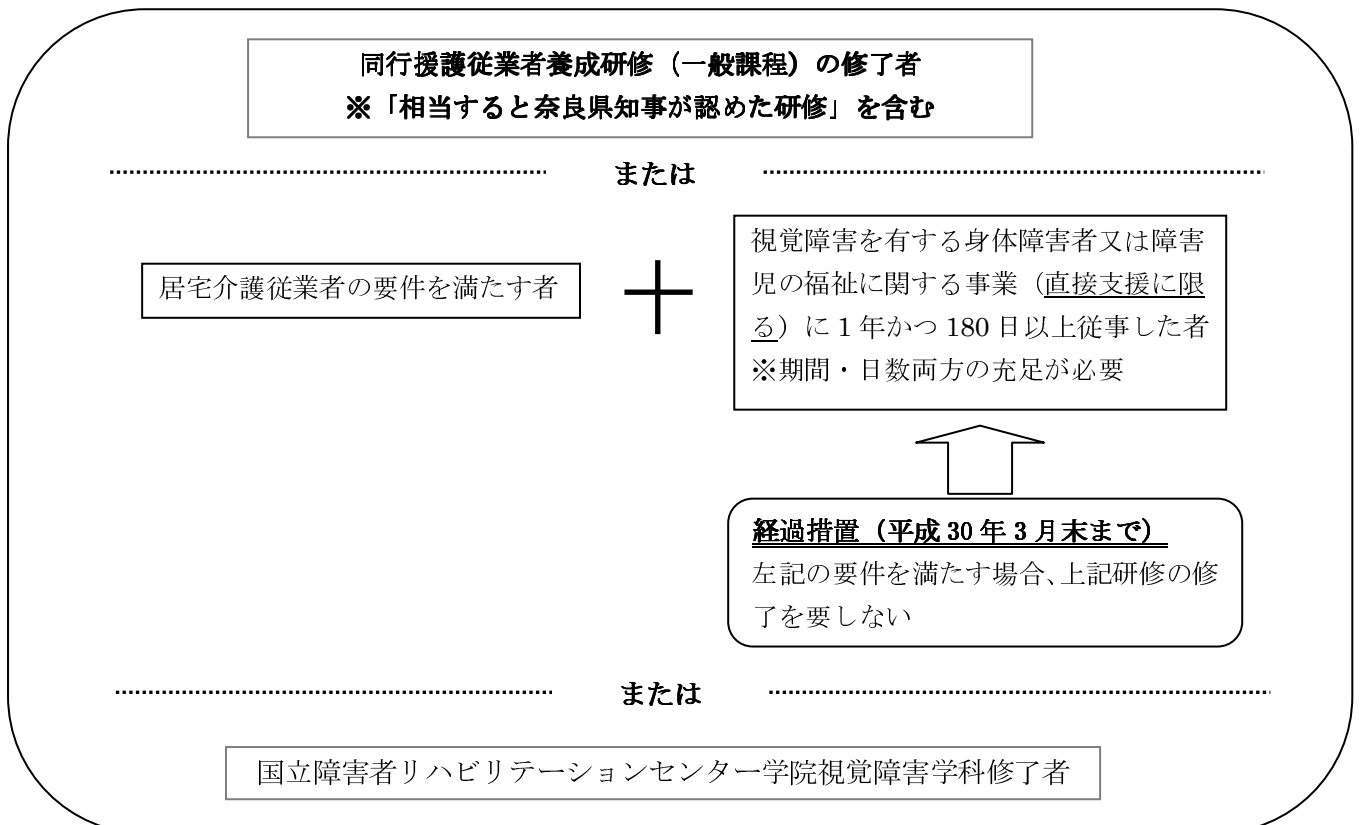


同行援護従業者の資格要件の取り扱い

1. サービス提供責任者の要件【Q1～3に対応】



2. 従業者の要件【Q4～5に対応】



3. 同行援護従業者養成研修一般課程に相当すると奈良県知事が認める研修

- (1) 「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成15年3月24日厚生労働省告示第110号）」第3号の規定に基づき実施した視覚障害者移動介護従業者養成研修
- (2) 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日付厚生労働省告示第538号）第1条第16号に規定する視覚障害者外出介護従業者養成研修
- (3) 「ガイドヘルパー養成研修実施要綱（平成9年5月23日付障障第90号）」に基づき都道府県、指定都市又は中核市が実施したガイドヘルパー養成研修（視覚障害者研修課程）

4. 同行援護従業者養成研修一般課程及び応用課程に相当すると奈良県知事が認める研修

- (1) 社会福祉法人日本盲人会連合会が実施した視覚障害者移動支援事業資質向上研修

以 上